

大総務第109号
令和7年2月19日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく社会福祉法人大阪社会医療センターに係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市福祉局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

中期目標期間終了時の検討

所管所属名	福祉局	団体名	(社福) 大阪社会医療センター
-------	-----	-----	-----------------

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	あいりん地域及びその周辺地域において無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供する。
	(2)中期目標期間
	令和2年5月1日から令和7年3月31日までの5年
	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	令和2年12月に開院予定の病院において、無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援などのサービスを必要とする対象者に当該サービスが適切に提供されている状態

中期目標達成状況	指標Ⅰ	窓口や各種支援機関等を通じて相談された者で対象となる者のうち、当該サービスが提供されていない者の数				
		R2	R3	R4	R5	R6 (12月末時点) 【最終】
	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	0 (無料低額 5,142人) (相談支援 15,365人)	0 (無料低額 4,324人) (相談支援 17,393人)	0 (無料低額 3,817人) (相談支援 16,100人)	0 (無料低額 3,633人) (相談支援 16,375人)	0 (無料低額 2,714人) (相談支援 9,757人)

所管所属の自己評価	中期目標の達成状況【中期目標期間】	ア	ア：達成 イ：達成見込み（目標期間中） ウ：未達成
	中期目標期間における 団体の事業経営 による本市の行政目的又は施策の達成状況について		
	新病院の開院以来、団体は無料低額診療及び社会保険資格の取得、生活保護の申請、療養、求職活動等の医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供するため、各種疾病、医療及び福祉に関する情報並びに実施している取組について積極的に周知活動を行い、サービスが必要な対象者に情報が適切に届くよう努めると共に、院内外において医療に関する相談会（医療相談会）を継続し医療・福祉ニーズの発見に努め、必要な方すべてにサービスを提供してきた。その結果、令和2年度から5年度の間に、無料低額診療事業は年平均で延べ4,229人の方が利用し、相談は年平均で延べ約16,308人の方へのサービス提供につながった。よって、中期目標期間において、団体の事業経営により本市の行政目的は達成できたと考える。		

外郭団体の指定の必要性

本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る 社会の環境変化等 について					
「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき実施したホームレス概数調査の結果によれば、本市のホームレス数は漸減傾向にあるものの、令和6年1月の調査で約820人と全国1位であり、うち西成区は267人（約32.6%）と市内で最も多かった。また、あいりん地域における令和6年3月末時点の生活保護率（百分率）は約43%（市内全域で令和5年度平均4.71%）と突出しており、依然として多くの生計困難者があいりん地域で生活を送っている。					
中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために 団体に求める役割 について（外郭団体指定の必要性について）					
あいりん地域にはかつて多くの日雇労働者が流入し、現在はその方たちの高齢化が進んでいる。また、本市のホームレス数は依然として多く、市外からの流入も続いている。不安定な就労状態にあることで安定した収入がない方も多数存在しており、社会的、経済的理由により必要な医療を受けることが困難な状況に陥りやすいことから、これらの生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることがないよう、無料又は低額な料金で診療を行う無料低額診療事業を継続して実施していく必要がある。 団体については、あいりん地域で無料低額診療事業を実施する唯一の医療機関として事業を継続しながら、事業周知や支援機関等との連携に力を入れることで、あいりん地域における医療・福祉サービスの向上に寄与する役割が期待できる。よって、今後も本市の外郭団体として指定を継続することが必要である。					
外郭団体の指定の必要性	A	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無 【※「継続して指定」の場合のみ】	イ	ア：有 イ：無
講ずる措置の内容					
次期中期目標の制定後、中期計画の作成協議を行う。 なお、中期目標の制定にあたっては、団体の財務状況が悪化している現状を踏まえ、経営健全化に向けた財務の指標を設定し、事業経営に支障が出ないよう団体の監理を行う。					